

§ 3 組合員

組合員の範囲（法第3条，第140条，第141条，第144条の2，法附則第31条，定款第21条，定款附則第7条）

《共済組合》

「1 組合員の範囲」に該当する人は，公立学校共済組合の組合員になり（強制加入），公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属することになります。

また，職員を退職後，一定の要件を満たしている人は，短期給付（医療）及び福祉事業の一部の適用が受けられる任意継続組合員に加入（任意加入）することができます。

1 組合員の範囲

- (1) 公立学校の教職員（大学，幼稚園（新幼保連携型認定こども園も含む），共同調理場に勤務する県費負担の学校栄養職員，任期付職員及び再任用職員（フルタイム）を含みます。）
- (2) 広島県教育委員会事務局及びその地方機関並びに教育機関の職員
- (3) 公立学校共済組合広島支部及び中国中央病院に勤務する職員
- (4) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち，常時勤務に服することを要する地方公務員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が，引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている人（臨時的任用職員等）
- (5) 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第144条の2の規定により，任意継続組合員となった人

2 組合員の種別

- (1) 一般組合員…………… 次の(2)以下に掲げる人以外の組合員
- (2) 継続長期組合員…………… 法第140条の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員
- (3) 任意継続組合員…………… 法第144条の2第1項の規定により引き続き短期給付を受け，福祉事業を利用することができる組合員

《県互助組合》

県互助組合への加入は任意です。次の組合員の資格要件を満たしている人が加入できます。

組合員の資格（**互**運営規則第2条）

- (1) 公立学校共済組合広島支部（以下「広島支部」という。）に所属する共済組合員で給与の支給が県費負担の人
 - (2) 広島支部に所属する組合員のうち，給与が県費負担でない人で，その人の属する地方公共団体等が県互助組合への加入を認めている場合
- (注) 加入承認に当たっては，当該地方公共団体等の共済組合員全員の加入を原則としています。